

国海総第145号

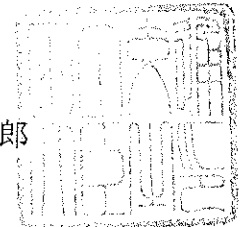
平成24年7月6日

交通政策審議会

会長 佐和 隆光 殿

国土交通大臣

羽田 雄一郎



交通政策審議会への諮問について

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第35条第7項の規定に基づき、下記事項について諮問する。

記

諮問第155号

船員に関する特定最低賃金（漁業（遠洋まぐろ）最低賃金及び漁業（大型いか釣り）最低賃金）の改正について

諮問理由

漁業（遠洋まぐろ）最低賃金（平成23年国土交通省最低賃金公示第3号）及び漁業（大型いか釣り）最低賃金（平成23年国土交通省最低賃金公示第3号）を改正することについて、最低賃金法第35条第7項の規定に基づき、交通政策審議会の意見を聴く必要があるため。